

警察本部長
各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、警察写真集中処理の実施について（昭和45年例規（鑑）第14号）については、廃止する。

別添

犯罪捜査等において撮影されたフィルム等の取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における犯罪捜査等において撮影されたフィルム及びそのネガの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 管理体制

(1) 県本部捜査担当課及び署にフィルム等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。

管理責任者は、フィルム及びネガ（以下「フィルム等」という。）の管理について総括的な責に任ずるものとする。

(2) 県本部捜査担当課及び署にフィルム等保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置き、県本部捜査担当課にあつては課長補佐を、署にあつては事件主管課長をもって充てる。

保管責任者は、管理責任者を補佐し、フィルム等取扱責任者を指揮監督してフィルム等の取扱い及び保管について、その責に任ずるものとする。

(3) 県本部捜査担当課及び署にフィルム等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、管理責任者が指定した者をもって充てる。ただし、署の刑事（第一）課又は刑事生活安全課にあつては鑑識係員の中から、指定するものとする。

取扱責任者は、保管責任者の命を受け、フィルム等の取扱い及び保管に関する事務の責に任ずるものとする。

3 フィルム等の集中処理

(1) 刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、犯罪捜査等において撮影されたフィルム等について、集中的に処理（県本部捜査担当課及び署から依頼を受け、フィルムの現像及びネガの画像を印画紙に焼付けて写真を作成する一連の作業をいう。以下「集中処理」という。）するものとする。

(2) 管理責任者は、鑑識課長に前(1)により、フィルムの現像等を依頼するときは、写真集中処理簿（別記第1号様式）に必要事項を記載するとともに、フィルム及び同フィルムを収納し写真集中処理簿により採番した番号を付した容器を写真集中処理依頼書（別記第2号様式）に添付して行うものとする。

なお、当該事務処理については、県本部捜査担当課及び署の刑事（第一）課又は刑事生活安全課の取扱責任者が行うものとする。

(3) 管理責任者は、鑑識課長に前記(1)により、保管中のネガの焼き増しを依頼するときは、写真集中処理簿に必要事項を記載するとともに、当該ネガを写真集中処理依頼書に添付して行うものとする。

(4) 鑑識課長は、依頼を受けたフィルム等の集中処理後、速やかに当該集中処理を依頼した管理責任者にネガ及び作成した写真を引き渡すものとする。ただし、次に掲げる事件に該当するときは、必要と認める期間、鑑識課長がネガを保管することができるものとする。

ア 犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）第48条及び第64条に規定する事件

イ 前アに掲げるもののほか、鑑識課長がネガの保管を要すると認める事件

(5) 管理責任者は、鑑識課長から前記(2)の処理を終了したネガの引渡しを受けたときは写真集中処理簿に、前(4)の焼き増しを終了したネガの引渡しを受けたときはネガフィルム出納簿（別記第3号様式）に必要事項を記載するものとする。

4 ネガの保管及び管理

(1) 保管責任者は、ネガを保管するときは、ネガフィルム管理簿（別記第4号様式）に必要事項

を記載するとともに、ネガを収納した容器等に管理番号、撮影年月日、事件名等を記載したネガフィルム小票（別記第5号様式）を貼付するものとする。

(2) 前(1)により容器等に収納したネガは、撮影年ごとに公訴時効期間別に整理して保管するものとする。

(3) 管理責任者及び保管責任者は、年2回以上、ネガの保管状況について確認するものとする。

5 ネガの出し入れ

(1) 写真の焼き増し、貸出し等のため、保管中のネガを取り出し、又は収納するときは、取扱責任者が行うものとする。

(2) 取扱責任者は、前(1)の事務を行ったときは、その都度、ネガフィルム出納簿に必要事項を記載し、ネガの出納状況を明らかにしておくものとする。

6 ネガの保管期間

ネガについては、次に掲げる期間保管するものとする。

(1) 送致（付）事件のうち、公訴の提起がなされたものについては、確定判決を経て1年が経過するまでとする。

(2) 送致（付）事件のうち、公訴の提起をしない処分がなされたものについては、処分決定を経て1年が経過するまでとする。

(3) 未解決事件（共犯被疑者が未送致（付）の事件を含む。）については、公訴時効が成立するまでとする。

(4) 刑事訴訟法第229条に規定する検視及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく死体見分については、長期とする。

7 ネガの廃棄

管理責任者は、保管期間を経過したネガについては、裁断、焼却するなどの撮影画像が復元不可能な方法により廃棄するものとし、そのてん末をネガフィルム管理簿に記載するものとする。

以下様式省略